市で行っている相談業務

| 事業名 | 担当課 | 実施日等 | 概 要 |
|---------------|---------------|--|--|
| 子育て相談窓口 | 子育て世代包括支援センター | 平日8時30分~17時15分 | 妊娠・出産・子育てに関する業務担当課が連携し、相談者に合わせた切 |
| | (子育て支援課) | (年末年始・祝日を除く) | れ目ない、きめ細やかな支援を行う相談窓口。 |
| DV(ドメスティックバイオ | - 子育て支援課 | 随時受付 | 配偶者などから身体的、精神的な暴力を受けた被害者の問題を解決する |
| レンス)相談 | | | ため、支援や情報の提供を行う。 |
| 女性生き生き相談 | | 原則毎月第2、第4木曜日 | ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメン |
| | | 10時~16時、1人50分程度 | ト、仕事、家族関係、人間関係など、様々な相談に専門の相談員が応じ |
| | | 相談料無料 | る。 |
| 家庭児童相談・ひとり親家庭 | | 毎週月曜~金曜(祝日は除く) 9時30分~16時30分 | 子どもの発達・しつけ・非行問題や養育の問題や経済的な問題などの本 |
| | | | 人・家族からの相談に限らず、近所の人や学校・保育園などからの相談 |
| | | | や児童虐待の相談・通告を受け付ける。 |
| 日立又抜怕談 | | | 電話または面接(来庁が難しい場合は訪問)にて専門相談員(家庭児童 |
| | | | 相談員・ひとり親家庭自立支援員)が相談を受ける。 |
| 健康相談 | 健康課 | 保健福祉センターでの相談:月1回(9時30分~ 11時) 冨士センター:年2回(9時30分~11時) 健康課窓口または電話での相談:8時30分~17時 (十日・祝祭日除く) | 保健師等による健康相談。 希望者は血圧、腹囲、体脂肪率の測定が可能。また、乳幼児の身長、体 重の計測と栄養士や助産師による相談も実施。窓口や電話では、保健 師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談に応じる。 |
| | | 月1回 | 満4か月~5か月の乳児を対象に、身長・体重測定、助産師・保健師に |
| 4 か月育児相談 | | 13時10分~、13時40分~の2部制 | よる育児相談、栄養士による離乳食相談等を行う。(対象者には対象月) |
| | | 場所:保健福祉センター2階 総合保健センター | の前月に通知を郵送) |
| 子育で電話相談 | 保育課 | 随時受付 | 清水口保育園・南山保育園・桜台保育園の保育士が、子育ての悩みに関する相談に応じる。 |
| 新型コロナウイルス感染症に | -社会福祉課 | 平日8時30分~17時15分 | コロナ禍での生活の心配ごと、困りごとについて専門の相談員が解決策 |
| 関する生活相談窓口 | | (土日祝・年末年始を除く) | を一緒に考え、必要な支援を行う。 |
| 福祉相談 | | 窓口、電話、ファックス、メールで受け付け 訪問も可能 | 生活に関する相談に応じる。 |

| 事業名 | 担当課 | 実施日等 | 概 要 |
|---------------------------|-------------------|--|--|
| くらしと仕事のサポートセン ター | 社会福祉課 | 電話・窓口・訪問で随時受付 | ・自立支援相談相談支援員が、困りごとをお伺いし問題解決に向けたプランをともに考え、自立に向けて寄り添いながら継続的にサポートする。 ・住居確保給付金離職や廃業、やむを得ない休業等で住まいを失った方や、その可能性がある方に、ハローワークや白井市くらしと仕事のサポートセンターでの就職活動を要件として、期間を定めて家賃の一部の給付を行う。 |
| くらしと仕事のサポートセン ターLINE相談 | | 8時30分~17時15分(受付は17時まで) 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く 相談無料 | 相談支援員が生活の困りごとや心配ごとの解決に向けてともに考えサポートする。 |
| 心配ごと相談 | - 社会福祉協議会 - | 毎週金曜日(弁護士相談・司法書士相談の日を除 く) 10時~15時 1回1時間程度 場所:保健福祉センター3階 相談室 | 生活・家庭不和・住宅・教育問題等の生活のあらゆる相談事に民生委員・児童委員や社会福祉関係者が援助活動に徹し、相談・解決にあたる。 |
| 無料弁護士相談 | | 毎月2回 10時から15時(正午~13時を除く) 場所:保健福祉センター3階 相談室 | 相続・遺言・離婚・借地借家・交通事故・破産・倒産・借金(ローン)・悪徳商法・生活保護・税金・振り込め詐欺・後見人・その他法律上の諸問題(境界線・騒音・解雇・セクハラ・パワハラ)などさまざまな相談に弁護士が応じる。 |
| 税理士による相続・税務相談 | | 原則毎月第3水曜日 10時から15時 場所:保健福祉センター3階 相談室 | 相続や税金などの相談に応じる。(確定申告は除く) |
| 無料司法書士相談 | | 毎月1回 10時から15時(正午~13時を除く) 場所:保健福祉センター3階 相談室 | 相続登記、不動産登記、法人登記、債務整理などの相談に司法書士が応じる。 |
| こころの健康相談 | 障害福祉課 | 医師による相談:毎月第2木曜日 10時~12時(要予約) 各回40分程度、1日3人まで 精神保健福祉士による相談:毎月第2・第4水曜日 10時15分~15時(要予約) 各回50分程度、1日4 人まで 場所:保健福祉センター3階 相談室 | 精神科の医師や精神保健福祉士がこころの健康を中心に、保健・福祉・ 生活に関する相談に応じる。 |

| 事業名 | 担当課 | 実施日等 | 概 要 |
|------------------------|--------|--|---|
| 障がい者相談支援事業 障害者就労相談 | 障害福祉課 | 相談無料 場所:白井市障害者支援センター内 月曜〜金曜(年末年始・祝日を除く)9時〜17時 毎週水曜日 10時〜16時 場所:保健福祉センター 2階 会議室 | 市の窓口のほかに指定相談支援事業所に委託して相談業務を実施。指定相談支援事業所では専任の職員が相談を受け、サービスの紹介や利用に関しての支援を行う。 障害のある人の職業的自立を支援するため、障害者就労支援員による就労相談を行う。 |
| 地域包括支援センター | 高齢者福祉課 | 保健福祉センター:月曜日〜金曜日8時30分〜17時 15分(年末年始・祝日を除く) 白井駅前センター・西白井複合センター:火曜日〜 土曜日8時30分〜17時15分(年末年始・祝日を除 く) | 高齢者の生活上での困りごとについて広く相談を受け、様々な側面から 支援を行う。 |
| 行政相談 | 総務課 | 毎月第3木曜日(8月除く) 13時~16時 場所:白井市役所2階 相談室2 | 保険・年金、社会福祉、雇用、国道、河川、消費者保護、法務局業務、郵便業務、電波、通信など国の仕事全般に関する相談を、総務大臣から 委嘱を受けた行政相談委員が応じる。 |
| 外国人相談窓口 | 企画政策課 | 料金無料 | 日常生活や市の行政・施設等の情報提供など各種の相談に応じる。 |
| 消費生活センター | 産業振興課 | 月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く) 10時〜16時まで(正午〜13時は昼休憩) 白井市役所本庁舎2階(産業振興課隣) | 消費生活相談員により、消費生活での契約トラブル、架空請求や悪徳商 法など市民からの相談にアドバイスやあっせんを行う。 |
| 労働相談(年金・労働相談) | | 年金・労働相談:毎月第2月曜日(祝日の場合はその翌日) 10時~正午、13時~15時 予約不要 労働問題全般の相談:月曜日~金曜日 9時~20時 (17時~20時の間は電話相談のみ) | 市内で働いている方、事業主を対象とした相談会。雇用に伴うトラブル (賃金不払い、解雇、労働時間、休日、休暇、配転、出向、労働条件の 不利益変更など)について面談で相談を受ける。 |
| 中小企業経営・創業なんでも 相談 | | 原則毎月第2火曜日 14時~17時 場所:白井市役所東庁舎2階 相談室203 相談無料 | 市内中小企業の経営改善・創業などの相談に応じるため、社団法人千葉 能率協会と連携し、公認会計士や中小企業診断士、経営士、マネジメン ト・コンサルタントが相談に応じる。 |
| 千葉県よろず支援拠点サテラ イト相談所 | | 3か月ごとの第3金曜日 9時~17時 場所:白井工業団地産業振興センター 相談無料 | 中小企業・小規模事業者の方が抱える問題の解決と夢の実現についてサポートに迅速化及び相談利用時の利便性を向上させるため、白井工業団地協議会の協力と(公財)千葉県産業振興センターと連携して相談会を実施。 |
| 中小企業等臨時支援相談 | | 令和4年3月3日 (木) ~令和5年2月27日 (月) までの月・木曜日 10時~16時 (10時、11時、13時、14時、15時の5コマ) 場所:東庁舎2階 相談室202 | 完全予約受付による対面式で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象に、商工会と市の共催で、中小企業診断士による相談窓口を設置。 |

| 事業名 | 担当課 | 実施日等 | 概 要 |
|--------------|----------|---|---|
| 人権相談 | -市民活動支援課 | 原則毎月第2木曜日(8月を除く)13時~16時 白井市役所東庁舎2階 相談室203 料金無料、申込不要 | 法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が差別、いじめ、いやがらせ等 人権に関する相談に応じる |
| 交通事故巡回相談 | | 完全予約制(2日前の正午までに予約) 毎月第4又は第5水曜日、10時~15時 場所:白井市役所相談室 | 交通事故に伴う悩みごとなど、専門員が相談に応じる。 |
| 耐震診断相談会 | 建築宅地課 | 年6回 10時~(1件につき約40分) 相談日の5日前までに申込 各相談会6件まで(申込順) 場所:白井市役所東庁舎2階相談室 相談料無料 | 災害に強いまちづくりを推進するため、倒壊などの危険性の高い昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、千葉県建築士事務所協会会員(一級建築士など) |
| 住宅リフォーム無料相談会 | | 毎月第3水曜日(祝日の場合は翌週) 13時~16時 相談日の5日前までに電話予約 場所:白井市役所東庁舎2階相談室 料金無料 | 住宅の増改築の不安や悩み、不満などについての解決を図るため、住宅 増改築などの無料相談会を地元建設関係者で組織する「白井市リフォー ム無料相談会」の協力を得て開催。相談は地元の専門業者が担当するた め、住宅の増改築、マンションのリフォーム、屋根瓦・外壁の補修、給 排水設備の更新、門扉・フェンスの補修、造園など住宅に関するものは 何でも相談可。 |
| ニート・ひきこもり相談会 | 生涯学習課 | 毎月第1月曜日 (1日2件まで) 1件目:18時20分から19時30分 2件目:19時40分から20時50分 | 白井市保健福祉センターにて、精神保健福祉士による対面またはZoomでの相談を実施。 対象は市内在住・在学の中学を卒業した15歳から39歳の本人または家族。 |
| 教育相談 | 教育支援課 | 相談員による相談:火〜金曜日 10時30分〜16時 30分 指導主事による相談:月〜金曜日 8時30分〜17時 15分 場所:東庁舎3階(来庁の場合) 相談費用無料 | 白井市内の小・中学校に通う児童・生徒やその保護者、学校関係者等からの、不登校・いじめ・性格・行動・しつけ・心や体の発達・学業・進路・家庭・友人関係・家庭教育などの相談に、電話・来庁または訪問で応じる。 |